

労働ニュース

高知市

発行 高知市商工観光部 産業政策課 TEL: 088-823-9456 FAX: 088-823-9492



高知市では、新型コロナウイルス感染症への対策等のため、中小事業者がテレワークを導入する取組に対して、経費の一部を補助します。

自宅やその他の場所においての仕事が可能になることで、ワークライフバランスの実現や、育児、介護等の理由で通勤が困難な方の就業支援などの労働環境整備につながります。是非この機会に、導入をご検討ください。

●対象者●

高知市に事業所がある中小事業者
ただし、以下の場合は補助対象外



- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号。以下「規則」という。）第 4 条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 市税を滞納しているとき。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けているとき。
- (4) 市長が別に定めるテレワーク導入に関する国からの補助金の交付を受けているとき。

●補助の要件及び申請方法●

高知市が実施するテレワークに関する講座を受講すること。（受講申込書及び補助金の申請様式は高知市産業政策課のホームページに掲載します。）

●補助費用●

補助対象経費に係る実費の 1/2（上限 50 万円）

●補助対象経費●

- (1) 機器、ソフトウェア等の備品の購入費
- (2) 機器等のレンタルに要する費用
- (3) ソフトウェア等の使用料
- (4) システムの構築等の委託に要する費用
- (5) テレワークの導入に係る専門家への謝礼
- (6) その他市長が適当と認める経費

●補助対象期間●

令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

●申請期限●

令和 3 年 1 月 31 日まで
（当日消印有効。持参する場合は平日 8:30~17:15 のみ受付）

ただし、申請期限にかかわらず、予算上限に達し次第終了します。

●申請先及びお問い合わせ先●

高知市商工観光部 産業政策課
TEL: 088-823-9456

詳しくは、高知市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/40/>



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度を設けています。

- 助成には、令和 2 年 5 月 7 日から同年 12 月 31 日までの間に
- ・休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備
 - ・当該有給休暇制度の内容を労働者に周知
 - ・令和 2 年 5 月 7 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に当該休暇を合計して 5 日以上取得させた等の要件があります。詳細な内容については厚生労働省又は高知労働局のホームページをご確認ください。



高知市 JOB チャンネル 近日(11月末)公開予定!



新型コロナウイルス感染症の影響で、高知県の有効求人倍率は下降する傾向にあります。一部業種では人手不足の状態が続いています。そこで産業政策課では、ウェブ上で求人側と求職者側のマッチングをはかるため、人手不足の業種や求人事業所紹介のホームページを開設します。

ホームページ上には、有効求人倍率の高い5業種(販売、介護サービス、保安、製品製造・加工処理、建設躯体工事)のPR動画及び当該5業種の事業所に求人を募り、求人動画及び求人票を毎月公開していきます。

(※高知市の委託先業者が動画撮影等を行い、撮影された動画(2分程度)を掲載します。自社での撮影による動画の掲載はできません。)

掲載後は、高知市無料職業紹介所(産業政策課)を通して求職者を掲載企業に紹介しますので、求職者の希望に応じて職場体験の受入れ及び面接をしてください。

詳しい内容は、高知市ホームページ等でお知らせいたします。

★掲載事業者募集中★

お申込は、高知市からの事業委託先である下記連絡先までお願いします。

お申込：
(株)高知広告センター 高知市 JOB チャンネル受付係まで
担当/長野

TEL の場合⇒ 088-856-6280
(受付時間 9:30~17:30)

FAX の場合⇒ 088-856-6292
(事業者名・担当者名・連絡先を記入の上、高知市 JOB チャンネル申込と記載ください)

Mail の場合⇒ job-kochi@kochikc.co.jp
(事業者名・担当者名・連絡先を記入の上、高知市 JOB チャンネル申込と記載ください)

高知労働局からのお知らせ

●最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和2年10月3日から施行することとしました。

この決定により、令和2年10月3日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間 **792** 円としなければなりません。

◎最低賃金についてのお問い合わせ先
高知労働局(賃金室) TEL088-885-6024

高知市男女共同参画 推進企業表彰 令和2年度表彰式 が行われました

★令和2年度受賞企業★

株式会社 大谷興産
株式会社 高知丸高
宮地電機 株式会社
(50音順・敬称略)



表彰式：8月3日 高知市役所にて

★ 高知市では、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内の事業者、法人、各種団体を毎年表彰しています。今年は3社が受賞となり、8月3日に表彰式が行われました。

各社とも育児・介護休業制度の充実やワークライフバランスの推進、女性活躍を支援する取組、健康支援等の働きやすい職場づくりなど、それぞれの特色を活かした男女共同参画の取組を行なっています。

これまでの表彰結果など、詳しくは人権同和・男女共同参画課のWebサイトをご覧ください。

(<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/124>)

高知市人権同和・男女共同参画課
高知市本町5丁目1-45
Tel.088-823-9913